

令和4年度法務省委託人権に関するシンポジウムの採録記事の企画・制作・掲載に関する留意事項

- 1 ハンセン病問題に関する「親と子のシンポジウム」
 - (1) 開催日
令和4年7月下旬
 - (2) 訴求対象
主に中高生とその保護者
 - (3) 掲載概要
採録記事及び法務省の人権擁護機関等の広報
 - (4) 掲載時期等：令和4年8月26日（金）～9月17日（土）
※ 全国紙や中高生新聞等を想定。
※ ウェブ上での掲載も実施すること。
 - (5) 採録記事の掲載事項
シンポジウムの内容について必要な取材を行い、取りまとめた特集記事を掲載すること。
なお、掲載スペースは10段又は同等の面積とし、タブロイド判の場合は一面とする。
 - (6) 法務省の人権擁護機関等の広報の掲載事項
以下、ア及びイの紹介を掲載すること。
なお、掲載スペースの面積は自由とする。
ア 人権啓発動画「ハンセン病問題を知る ～元患者と家族の思い～」
https://youtu.be/gPH5b_CDwto
イ 人権相談窓口
 - ・みんなの人権110番（全国共通）0570-003-110
 - ・子どもの人権110番（全国共通・通話料無料）0120-007-110
 - ・女性の人権ホットライン（全国共通）0570-070-810
 - ・インターネット人権相談受付窓口
<https://www.jinken.go.jp>
 - ・外国人のための人権相談
<https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken21.html>
 - ・子どもの人権SOSミニレター
https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken03_00013.html 等
 - (7) 掲載スペースに余裕がある場合は、以下の要素を掲載すること。
ア 法務省人権擁護局のSNSの周知
 - ・Facebook
<https://www.facebook.com/HumanRightsBureau.MOJ/>
 - ・Twitter
https://mobile.twitter.com/MOJ_JINKEN
 - ・LINE

@JINKEN01

イ クレジット等

- ・法務省人権擁護局ウェブサイト
<https://www.moj.go.jp/JINKEN>
- ・YouTube 法務省チャンネル
<https://www.youtube.com/MOJchannel>
- ・YouTube 人権チャンネル
<https://www.youtube.com/jinkenchannel>

ウ 人権ライブラリー

<https://www.jinken-library.jp>

(8) 令和3年度の掲載実績(参考)※ 全国紙

- ・読売KODOMO新聞
(1ページ広告/タブロイド版・全ページカラー)
- ・読売中高生新聞
(1ページ広告/タブロイド版・全ページカラー)
- ・朝日小学生新聞
(5段広告/タブロイド版・モノクロ)
- ・毎日小学生新聞
(1ページ広告/タブロイド版・モノクロ)

2 共生社会と人権に関するシンポジウム(仮)

(1) 開催日

令和5年2月上旬

(2) 訴求対象

主に企業関係者

(3) 掲載概要

採録記事及び「Myじんけん宣言」プロジェクトの広報

(4) 掲載時期等

令和5年3月上旬

※ 掲載するメディアは問わない。

(5) 採録記事の掲載事項

シンポジウムの内容について必要な取材を行い、取りまとめた特集記事を掲載すること。

なお、掲載スペースの面積は自由とする。

(6) 「Myじんけん宣言」プロジェクトの広報

※ 掲載スペースの面積は自由とする。

(7) 広報スペースに余裕がある場合は、以下の要素を掲載すること。

ア 人権相談窓口

- ・みんなの人権110番(全国共通)0570-003-110
- ・子どもの人権110番(全国共通・通話料無料)0120-007-110
- ・女性の人権ホットライン(全国共通)0570-070-810
- ・インターネット人権相談受付窓口

- <https://www.jinken.go.jp>
- ・外国人のための人権相談
<https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken21.html>
- ・子どもの人権SOSミニレター
https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken03_00013.html 等

イ 法務省人権擁護局のSNSの周知

- ・Facebook
<https://www.facebook.com/HumanRightsBureau.MOJ/>
- ・Twitter
https://mobile.twitter.com/MOJ_JINKEN
- ・LINE
@JINKEN01

ウ クレジット等

- ・法務省人権擁護局ウェブサイト
<https://www.moj.go.jp/JINKEN>
- ・YouTube 法務省チャンネル
<https://www.youtube.com/MOJchannel>
- ・YouTube 人権チャンネル
<https://www.youtube.com/jinkenchannel>

エ 人権ライブラリー

<https://www.jinken-library.jp>

- (8) 令和3年度の掲載実績(参考) ※ 全国紙
ビジネスと人権に関するシンポジウム
読売新聞全国版朝刊(モノクロ全15段)

3 その他

- (1) 法務省の人権に関するシンポジウムが掲載されるのにふさわしい媒体を選択すること。
- (2) より多くの対象者が接触することができるような媒体を選択すること。
- (3) 採録記事については、受注者が、シンポジウムの取材(取材者の手配、写真撮影、録音及び反訳は必ず行うこと)、記事作成等必要な手配を行うこと。反訳データについては、採録対象シンポジウム終了後7営業日以内に提出すること。
- (4) 会場の様子を撮影し、写真データ(DVD-R、フラッシュメモリー等)については、採録対象シンポジウム終了後3営業日以内に提出すること。
- (5) レイアウトや構成については、シンポジウムの開催前までに、当センターの承認を受けること。
- (6) 原稿の確認に当たっては、事前に当センターに余裕をもって確認依頼をすること。確認依頼する際には記事のMicrosoft Wordデータを提出し、記事で使用した部分がマーカーなどで分かるようにした反訳データを添付すること。

- (7) 特設サイトの構築の想定は不要。
- (8) 本採録記事の掲載媒体の選定に当たっては、提案書中に閲覧者数の予想数値についても具体的に提示すること。